件 名	愛媛県恩給条例の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	刑法等の一部を改正する法律(平成25年法律第49号)

【改正の概要】

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律【※】(平成25年6月19日公布)により恩給法の一部が改正され、平成28年6月1日に施行されることに伴い、本県恩給条例についてもこれに準拠し所要の改正を行うため。

【※】3年以下の懲役又は禁錮の刑に処する場合、刑期全部の執行(実刑)と刑期全部の執行 猶予の中間の領域にある者(過去に禁錮以上の実刑に処せられたことのない者等)に対し、 施設内処遇の後、引き続き社会内処遇を行うこととする刑の一部執行猶予制度を導入

2 改正の概要

〇改正する条例

愛媛県恩給条例(昭和32年愛媛県条例第25号)

〇主な改正内容

恩給受給者が3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の一部執行猶予を受けた場合にお ける当該恩給の支給について規定を整備

(1) 改正箇所

愛媛県恩給条例 第37条(退隠料の処分停止)及び第57条(扶助料の停止)

(2) 改正概要

刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかった部分 の期間の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった月の翌月以降はこれを停止しない とする規定等の追加

施 行 日 公布の日

【その他参考事項】